

市税の悪質な滞納には 厳正な処分を行います

市民税や固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など、市税の滞納が多額になり、市の厳しい財政運営をさらに圧迫しています。市税は市が行政サービスや事業を行うため

の貴重な自主財源であり、このまま滞納が増え続けると行政サービスの低下や事業の実施に影響が生じる恐れがあります。市税は必ず納期限に納めるようお願いいたします。

悪質な滞納者には財産の差し押さえを実施します

増える税金の滞納 厳正な処分を検討

多くの皆さんは厳しい経済状況の中でも、納期限内に税金を納めています。しかし、病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納められない人がいる一方で、納めることができる経済状況にもかかわらず納めない

い悪質な滞納者や、滞納が累積し高額になっている滞納者も少なくありません。市は、きちんと税金を納めている皆さんとの不公平が生じないように、高額・悪質な滞納者に対し、財産の差し押さえの実施を強化し、売却して滞納した税金に充てるために、差し押さえ財産の公売を行うなど、毅然とした態度で厳正な処分の検討を行います。

納税の相談などは 税務課収納第二係

税金の納付に関する相談や問い合わせは、市企画総務部税務課収納第二係(☎76-1253、内線1253、1256)まで。毎週水曜日は午後7時30分まで窓口を時間延長し、納税相談などを受け付けています。



悪質な滞納者への財産の差し押さえ(写真はイメージ)

Q 期限までに納めないと
どうなるの？

A 年利14.6%の延滞金が
加算されます

納期限までに納付がない場合、納期限から20日以内に、市役所から督促状を送付します。督促状が送られた場合、督促手数料100円を徴収します。

また、督促状を送ってから10日以内に完納しないと、法律により財産の差し押えを行うことができます。

さらに滞納すると、年利14.6%の延滞金も加算されます。この場合の利率は、銀行融資における市場金利よりも、かなり割高になります。

Q 口座振替にしているけど
残高不足だったときは？

A 振替不納を文書で通知、
不納通知で納付が可能

口座振替日に預貯金の残高不足などのため振り替えができなかった場合には、市から「口座振替不納通知」を送付します。

「口座振替不納通知」は納付書を兼ねています。郵便局を除く最寄りの金融機関か本庁税務課、松尾、安代の各総合支所総務民生課税務会計係で納付してください。

市税の口座振替の利用について詳しくは、このページ下の囲みをご覧ください。

- 税金の納付は
- 便利で確実な
- 口座振替を！



ついうっかりして、税金の納期限が過ぎてしまっていたという経験はありませんか。市は、便利で安全、確実な口座振替での納税を推進しています。

口座振替は、一度申し込みをすれば、納め忘れを防ぐだけでなく、納期限のたびに金融機関などへ行かなくても納税できるので、とても便利です。

■ 口座振替ができる金融機関

岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、盛岡信用金庫、新岩手農業協同組合、郵便局
詳しくは、市企画総務部税務課収納第二係(☎76-1253、内線1253、1256)までお気軽に問い合わせください。

【税金の納め方Q&A】 こんなときはどうするの？

Q 遅くなったけど納めたい。
どうすればいいの？

A 市役所または金融機関で
納めることができます

税金などを納期限までに納めることができなかった場合は、次の場所で納めることができます。

- ・本庁税務課(市役所2階)
- ・松尾・安代の各総合支所総務民生課税務会計係
- ・最寄りの金融機関窓口

納付の際は市役所から送付された納税通知書(納付書)または督促状を持参してください。

※ ただし、郵便局で納付する場合は、専用の郵便振替用紙が必要となりますので、ご希望の方は税務課へ連絡してください。

Q 平日の日中は相談に行く
時間がないんだけど…

A 毎週水曜日は本庁窓口を
午後7時30分まで延長

平日の日中に仕事をしている人など、市役所の開庁時間内に相談に来ることができない人のために、市は毎週水曜日に、本庁の窓口を午後7時30分まで時間延長しています。

税務課の延長窓口では、市税の納税相談を行っているほか、直接税金を納付することができます。

なお、所得証明書など各種証明書の発行も行っていますので利用してください。

■ 延長窓口を実施中
毎週水曜日 午後7時30分まで

Q 納期限に間に合わない！
どうしたらいいの？

A 納期限の前に
税務課へ相談してください

収入の状況や病気、失業など、さまざまな理由から期限内に税金を納めることができない場合は、本庁2階税務課で納税方法の相談に応じています。担当職員が詳しい事情をお聞きした上で、納税計画と一緒に考え、必要な手続きなどをご案内します。

もし、何らかの理由により期限内に納付できない場合は、まず市役所税務課収納第二係(内線1253、1256)に相談してください。

納税について詳しくは、
市企画総務部税務課の
窓口にご相談ください



写真は市役所窓口の様子(写真に写っている人と記事の内容は一切関係ありません)